

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当るに、日か休日は、そ  
の翌日)

## 条 例

鳥取県公文書公開条例をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県条例第二号

鳥取県公文書公開条例

#### (目的)

第一条 この条例は、公文書の開示を求める権利を県民に保障するとともに、公文書の開示等に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と協力を深め、県民と県との信頼関係の確立に寄与し、もつて県民参加による開かれた公正な県政の推進に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であつて、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機

### ◇ 条 例

#### 目 次

- 鳥取県公文書公開条例（広報文書課）
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（人事課）
- 鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（教職員課）
- 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（体育保健課）
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（警務課）
- 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（人事課）
- 職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（〃）
- 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（社会課）
- 鳥取県公害防止条例の一部を改正する条例（環境保全課）
- 鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例（港湾課）
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（建築課）
- 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（広報文書課）
- 鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例（警務課）

関が管理しているものをいう。

3 この条例において「公文書の開示」とは、実施機関が公文書を開覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

(解釈及び運用の方針)

第三条 実施機関は、県民の公文書の開示を求める権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。

2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第四条 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、これによつて得た情報を、この条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

(公文書の開示を請求できるもの)

第五条 次に掲げるものは、実施機関に対して、公文書の開示を請求することができる。

- 一 県の区域内に住所を有する者
- 二 県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

(開示請求の方法)

第六条 公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

二 開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項

三 その他実施機関の定める事項

(公文書の開示の決定等)

第七条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から起算して十五日以内に、開示請求に係る公文書の開示をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条に規定する請求書を受理した日から起算して四十五日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、前条に規定する請求書を出したもの(以下「請求者」という。)に対して、延長する理由及び期間を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第一項の決定をしたときは、速やかに、請求者に対して、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、公文書の開示をしない旨の決定(第十条の規定に基づき、開示請求に係る公文書の一部を開示しないこととする場合の当該開示しない旨の決定を含む。)をしたときは、当該決定の理由及び当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあつては、当該期日を付記しなければならない。

4 実施機関は、第一項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に県以外のものに関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該県以外のものの意見を聴くことができる。

(公文書の開示の方法)

第八条 実施機関は、前条第一項の規定により公文書の開示をする旨の決

定をしたときは、速やかに、請求者に対して、当該公文書の開示をしな  
ければならない。

2 公文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

3 実施機関は、公文書を開覧に供することにより、当該公文書の保存に  
支障を生ずるおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、  
これに代えて、当該公文書の写しを開覧に供することができる。

(開示しないことができる公文書)

第九条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されてい  
る公文書については、公文書の開示をしないことができる。

一 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、開示する  
ことができないとされている情報及び法律又はこれに基づく政令の規  
定により、知事その他の執行機関の権限に属する国、他の地方公共団  
体その他公共団体(以下「国等」という。)の事務に関する情報であ  
つて、主務大臣等から開示してはならない旨の明示の指示があるもの  
二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除  
く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。た  
だし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により、何人でも閲覧することができることとされてい  
る情報

ロ 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報  
ハ 法令等の規定による許可、免許、届出等に際して実施機関が作成  
し、又は取得した情報であつて、開示することが公益上必要である  
と認められるもの

三 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)に関

する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示  
することにより、当該法人その他の団体又は当該事業を営む個人の競  
争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるも  
の。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によつて生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生  
命、身体及び健康を保護するために、開示することが必要であると  
認められる情報

ロ 違法又は著しく不当な事業活動によつて生じ、又は生ずるおそれ  
のある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要で  
あると認められる情報

ハ 事業活動によつて生じ、又は生ずるおそれのある侵害から消費生  
活その他県民の生活を保護するために、開示することが必要である  
と認められる情報その他開示することが公益上必要であると認めら  
れる情報

四 開示することにより、人の生命、身体、財産、地位又は生活の保護、  
犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずる  
おそれがある情報

五 県と国等との間における協議、依頼等に基づき、実施機関が作成し、  
又は取得した情報であつて、開示することにより、国等との信頼関係  
又は協力関係が著しく損なわれると認められるもの

六 県又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、県の機関内部  
若しくは機関相互間又は県と国等との間における審議、検討、調査研  
究等に関して、実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、開示  
することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思

形成に支障を生ずると認められるもの

七 県又は国等が行う監査、検査、取締り、許可、認可、徴税、渉外、争訟、交渉、入札、試験、人事その他の事務事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務事業の実施の目的が損なわれるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるおそれがあるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

(公文書の部分開示)

第十条 実施機関は、開示請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離でき、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわないと認めるときは、当該非開示情報に係る部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならぬ。

(費用負担)

第十一条 この条例の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(不服申立てがあつた場合の手続)

第十二条 実施機関は、開示請求に対する決定について行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定に基づき不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てが不適法であるときを除き、遅滞なく、鳥取県公文書開示審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があつたときは、こ

れを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する決定をしなければならない。

(鳥取県公文書開示審査会)

第十三条 前条第一項に規定する諮問に応じて審議させるため、鳥取県公文書開示審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、委員五人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会は、第一項の規定により審議を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

(他制度との調整)

第十四条 この条例の規定は、法令又は他の条例の規定により公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合における当該公文書については、適用しない。

2 この条例の規定は、県立の図書館、博物館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されている公文書については、適用しない。

(公文書の任意的開示)

第十五条 実施機関は、第五条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示を求める申出があつたときは、これに応ずるように努めるものとする。

(公文書の検索資料)

第十六条 実施機関は、公文書の目録等公文書を検索するための資料を作成し、一般の利用に供しなければならない。

(運用状況の公表)

第十七条 知事は、毎年、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(情報提供)

第十八条 県は、この条例の目的にかんがみ、公文書の開示をするほか、県民に対し、必要な情報を分かりやすく、積極的に提供するように努めなければならない。

(委任)

第十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和六十三年十月一日から施行する。
- 2 この条例の規定は、次に掲げる公文書について適用する。
  - 一 昭和六十三年四月一日以後に作成され、又は取得された公文書
  - 二 昭和六十三年三月三十一日以前に作成され、又は取得された公文書のうち保存期間が十年以上と定められているもの

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例を

ここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条

例

(趣旨)

第一条 この条例は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号。以下「法」という。）第二条第一項及び第七条の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第二条 任命権者は、県と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

- 一 外国の地方公共団体の機関
- 二 外国政府の機関
- 三 我が国が加盟している国際機関
- 四 外国の学校、研究所又は病院であつて、前三号に該当しないもの

五 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる機関で人事委員会規則で定めるもの

2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條第一項に規定する条件附採用になつてゐる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）

二 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月鳥取県条例第一号）第四條第一項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同條第二項の規定により期限を延長することとされている職員

三 地方公務員法第二十八條第二項各号若しくは職員の休職の事由を定める条例（昭和五十六年三月鳥取県条例第七号）第二條各号の一に掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第二十九條第一項各号の一に掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第三十五條に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

（派遣期間の更新等）

第三條 派遣の期間は、前條第一項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の同意を得て、これを更新することができる。

2 任命権者は、三年を超える期間を定めて職員を派遣するときは、人事委員会に協議しなければならない。

3 前項の規定は、派遣の期間を更新する場合において派遣の期間が引き続き三年を超えることとなるとき及び引き続き三年を超えて派遣されている派遣職員の派遣の期間を更新する場合に準用する。

（一般の派遣職員の給与）

第四條 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三條第二項の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び單純労働職員（地方公務員法第五十七條に規定する單純な労働に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第七條までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十を超え百分の百以内を支給することができる。

2 一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると人事委員会が認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、当該一般の派遣職員には給与を支給しない。

3 第一項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。

第五條 一般の派遣職員に関する職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第十二條の二第一号の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

（一般の派遣職員に関する職員の退職手当に関する条例の特例）

第六條 一般の派遣職員に関する職員の退職手当に関する条例（昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号。以下「退職手当条例」という。）第五條第一項又は第九條第四項の規定の適用については、派遣先の機関の

業務を公務とみなす。

2 退職手当条例第九条第四項の規定は、一般の派遣職員の派遣の期間については、適用しない。

(一般の派遣職員に対する旅費の支給)

第七条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、職員の旅費に関する条例(昭和四十五年七月鳥取県条例第四十八号)に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)

第八条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。

(報告)

第九条 派遣職員は、任命権者から求められたときは、派遣先の機関における勤務条件等について報告しなければならない。

2 任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、職員の派遣の状況を人事委員会に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

(昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

四 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する

条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第三号)

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四号

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、県立高等学校及び県立幼稚園における授業料、入学料及び入園料並びに入学選抜手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の徴収)

第二条 県立高等学校の生徒又は県立幼稚園の園児に対しては授業料(通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。)を、県立高等学校への入学(他の県立高等学校からの転入学を除く。)又は県立幼稚園への入園を許可された者に対しては入学料又は入園料を、県立高等学校への入学志願者(通信制の課程への入学志願者及び他の県立高等学校からの転入

学志願者を除く。) に対しては入学選抜手数料を徴収する。

(授業料等の額)

第三条 授業料、入学料及び入園料並びに入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。

区 分	金 額			
	授業料(年額)	入学料又は 入園料 入学選抜手 数料		
県立高等学校	全日制の課程	八二、八〇〇円	三、六〇〇円	一、七〇〇円
	定時制の課程	一四、四〇〇円	一、四〇〇円	一、〇〇〇円
	通信制の課程	一単位につき 二一〇円	三五〇円	
	専攻科	一〇三、二〇〇円	三、六〇〇円	一、七〇〇円
県立幼稚園	八二、八〇〇円	三、六〇〇円		

(授業料の納付方法)

第四条 授業料(通信制の課程及び専攻科に係るものを除く。)は、前条に定める額の十二分の一に相当する額を、それぞれ毎月十日(一月分にあつては一月二十日、四月分にあつては四月十五日、八月分にあつては九月十日)までに納付しなければならない。ただし、当該納付期限後に入学若しくは入園又は復学若しくは復園をした場合の当該月分の授業料は、その月の末日までに納付しなければならない。

2 通信制の課程に係る受講料は、前条に定める額を、五月末日までに納付しなければならない。ただし、当該納付期限後に入学若しくは復学を

し、又は履修教科科目を追加した場合の受講料は、その事実の生じた日の属する月の末日までに納付しなければならない。

3 専攻科に係る授業料は、前条に定める額の二分の一に相当する額を、それぞれ第一学期分にあつては四月末日までに、第二学期分にあつては九月十日までに納付しなければならない。ただし、当該納付期限後に入学又は復学をした場合の当該学期分の授業料は、その事実の生じた日の属する月の末日までに納付しなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、授業料は、前納することができる。  
(中途入学者等の授業料)

第五条 月、学期又は年度中途において入学、転学、留学、休学、復学又は退学をした者は、当該月分、学期分又は年度分の授業料を納付しなければならない。ただし、他の県立高等学校からの転入学の場合において、当該転入学前に既に当該月分、学期分若しくは年度分の授業料を納付しているとき、又は留学若しくは休学が月、学期若しくは年度の全部にわたるときは、この限りでない。

2 授業料の滞納により学籍を除いた者に対しては、前条及び前項の規定にかかわらず、授業料を徴収しない。

3 前二項の規定は、月の中途における県立幼稚園の入園、転園、休園、復園又は退園の場合について準用する。

(併修の場合の授業料)

第六条 通信制の課程の生徒が定時制の課程の教科科目を併修する場合の当該定時制の課程に係る授業料の年額は、第三条の規定にかかわらず、同条に定める通信制の課程の一単位当たりの受講料の額にその者の定時制の課程における履修教科科目の単位数を乗じて得た額とする。この場



合において、当該授業料の年額に係る納付期限は、第四条第一項の規定にかかわらず、五月末日とする。

2 定時制の課程の生徒が通信制の課程の教科科目を併修する場合の当該通信制の課程に係る一単位当たりの受講料の額は、第三条の規定にかかわらず、同条に定める通信制の課程の一単位当たりの受講料の額に二分の一を乗じて得た額とする。

(授業料の減免)

第七条 知事は、非常災害その他特別の事由により、学資の支弁が著しく困難であると認められる生徒に対しては、規則で定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することができる。

(既納の授業料等)

第八条 既に納付した授業料、入学料及び入園料並びに入学選抜手数料は、還付しない。ただし、第四条第四項の規定により前納した授業料については、この限りでない。

(規則への委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(県立学校授業料徴収条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 県立学校授業料徴収条例（昭和二十二年十二月鳥取県条例第三十八号）

二 通信教育入学料徴収条例（昭和二十三年三月鳥取県条例第二十号）

三 県立高等学校入学選抜手数料徴収条例（昭和二十三年四月鳥取県条例第二十八号）

四 鳥取県通信教育受講料徴収条例（昭和二十三年六月鳥取県条例第三十号）

(県立学校授業料徴収条例の廃止に伴う経過措置)

3 昭和六十一年三月三十一日に県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に在学していた者でこの条例の施行の日以後引き続き在学するものに係る授業料の年額は、第三条の規定にかかわらず、全日制の課程にあつては七万四千四百円、定時制の課程にあつては一万千六百六十円とする。

(通信教育入学料徴収条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例による廃止前の通信教育入学料徴収条例の規定により納付された入学料は、この条例の規定により納付されたものとみなす。

(昭和六十三年度における入学料の額の特例)

5 昭和六十三年度において納付すべき入学料（通信制の課程に係るものに限る。）の額は、第三条の規定にかかわらず、二百円とする。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第五号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第四百十三号。以下「法」という。）第四条第一項の規定に基づき、県立の学校並びに市町村立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の法第三条に規定する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において「実施機関」とは、県立の学校の学校医等に関しは県教育委員会、その他の学校医等に関しては市町村教育委員会をいう。

（通知）

第三条 学校医等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）が公務上のものであるときは、実施機関は、補償を受けるべき者に対して、その者が法によつて権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

（補償の範囲、金額及び支給方法等）

第四条 補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医

及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十三年政令第二百八十三号）で定める基準の例による。

（報告、出頭等）

第五条 実施機関は、補償の実施のため必要があるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

（教育委員会規則への委任）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

2 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号）」を「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和六十三年三月鳥取県条例第五号）」に改める。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第六号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和三十年十月鳥取県条例第三十号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号。以下「法」という。)第四条第二項及び第六条第二項の規定に基づき、県が行う警察官の職務に協力援助した者の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)に対する給付についての実施機関及び当該給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施機関)

第二条 法第四条第二項に規定する実施機関(以下「実施機関」という。)は、警察本部長とする。

2 警察本部長は、実施機関として次に掲げる権限を有する。

- 一 法第二条に規定する災害であるかどうかの認定
- 二 療養の実施
- 三 給付基礎額の決定
- 四 法第五条第二項に規定する休業給付を行うかどうかの決定
- 五 給付金額の決定

(給付の範囲、金額、支給方法等)

第三条 法第五条に規定する給付の範囲、金額、支給方法その他給付に關し必要な事項については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に關する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号)の規定により國が行う給付の例による。

(公安委員会規則への委任)

第四条 この条例の施行に關し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第七号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「四、一四五人」を「四、一二五人」に、「三、三八七人」を「三、三六八人」に、「七五八人」を「七五七人」に改め、同項第五号中「二二四人」を「二二二人」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 一 郎 次

鳥取県条例第八号

職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

第一条 職員の勤務時間に関する条例（昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「四十八時間」を「四十六時間」に改める。

附則第二項第一号中「毎四週間」を「一の基本期間（人事委員会規則で定める毎四週間をいう。以下この項、次項及び附則第五項において同じ。）」に、「一の」を「二の」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる職員以外の職員であつて、いずれの基本期間においても半日勤務日（割り振られている勤務時間が四時間である日を含む。以下この号において同じ。）が二以上あるもの 一の基本期間につき、任命権者が職員ごとに指定する二の半日勤務日の勤務時間

附則第二項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる職員以外の職員 一の基本期間につき、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者が職員ごとに指定する一又は二の勤務日における当該任命権者が指定する八時間の勤務時間 附則第四項中「前二項」を「前三項」に、「附則第二項に規定する期間」を「基本期間」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第三項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第二項の次に次の一項を加える。

3 基本期間の中途において新たに職員となつた者又は定年に達することにより、地方公務員法第二十八条の三の規定に基づき定められた期限が到来することにより、若しくは任期が満了することにより基本期間の中途において退職することとなる職員で基本期間内の新たに職員となつた日以後又は退職することとなる日以前の在職期間が人事委員会規則で定める期間以上であるものについては、当該基本期間内は、人事委員会規則で定めるところにより、任命権者が指定する勤務日における当該任命権者が指定する勤務時間は、勤務を要しない時間とする。

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第二条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「四十八時間をこえない範囲内において」を「、四十六時間を超えない範囲内において、」に改める。

附則第二項第一号中「毎四週間」を「一の基本期間（教育委員会規則

で定める毎四週間をいう。以下この項、次項及び附則第五項において同じ。に、「一の」を「二の」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる職員以外の職員であつて、いずれの基本期間においても半日勤務日（割り振られている勤務時間が四時間である日を含む。以下この号において同じ。）が二以上あるもの 一の基本期間につき、教育委員会が職員ごとに指定する二の半日勤務日の勤務時間附則第二項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる職員以外の職員 一の基本期間につき、教育委員会規則の定めるところにより、教育委員会が職員ごとに指定する一又は二の勤務日における教育委員会が指定する八時間の勤務時間附則第四項中「前二項」を「前三項」に、「附則第二項に規定する期間」を「基本期間」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第三項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第二項の次に次の一項を加える。

3 基本期間の中途において新たに職員となつた者又は定年に達することにより、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の三の規定に基づき定められた期限が到来することにより、若しくは任期が満了することにより基本期間の中途において退職することとなる職員で基本期間内の新たに職員となつた日以後又は退職することとなる日以前の在職期間が教育委員会規則で定める期間以上であるものについては、当該基本期間内は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会が指定する勤務日における教育委員会が指定する

勤務時間は、勤務を要しない時間とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第一条中職員の勤務時間に関する条例第二条第一項の改正規定及び第二条中県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第一項の改正規定は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 任命権者は、次の各号に掲げる職員については、前項に規定する規則で定める日（以下「施行日」という。）から人事委員会規則で定める日までの間は、第一条の規定による改正後の職員の勤務時間に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）附則第二項から第四項までの規定にかかわらず、新条例附則第二項の規定による勤務を要しない時間の時間数を基礎とし、他の職員との権衡を考慮して人事委員会規則で定める時間数の勤務時間を、人事委員会規則で定めるところにより、勤務を要しない時間として指定することができる。

一 施行日の前日において、第一条の規定による改正前の職員の勤務時間に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第三項の規定により勤務を要しない時間が指定されていた職員で同日が同項の規定により任命権者が定めた期間の末日以外の日となるもの

二 旧条例附則第二項又は第三項の規定による勤務を要しない時間の指定が旧条例附則第四項の規定により施行日以後の勤務日又は勤務日の勤務時間に変更されている職員

3 前項の規定による指定については、その指定は新条例附則第二項から

第四項までの規定による指定とみなして、新条例附則第五項の規定を適用する。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 教育委員会は、次の各号に掲げる職員については、施行日から教育委員会規則で定める日までの間は、第二条の規定による改正後の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)附則第二項から第四項までの規定にかかわらず、新条例附則第二項の規定による勤務を要しない時間の時間数を基礎とし、他の職員との権衡を考慮して教育委員会規則で定める時間数の勤務時間を、教育委員会規則で定めるところにより、勤務を要しない時間として指定することができる。

一 施行日の前日において、第二条の規定による改正前の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この項において「旧条例」という。)附則第三項の規定により勤務を要しない時間が指定されていた職員で同日が同項の規定により教育委員会が定めた期間の末日以外の日となるもの

二 旧条例附則第二項又は第三項の規定による勤務を要しない時間の指定が旧条例附則第四項の規定により施行日以後の勤務日又は勤務日の勤務時間に変更されている職員

5 前項の規定による指定については、その指定は新条例附則第二項から第四項までの規定による指定とみなして、新条例附則第五項の規定を適用する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第九号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表<sup>し</sup>肢体不自由児施設の項中「肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に、「鳥取県立整肢学園」を「鳥取県立皆生小児療育センター」に改め、同表<sup>し</sup>肢体不自由者更生施設の項中「肢体不自由者更生施設」を「肢体不自由者更生施設」に改め、同表<sup>し</sup>婦人保護施設の項を削り、同表<sup>し</sup>精神薄弱者更生施設の項中

鳥取県立西部やまと園 西伯郡西伯町 を

鳥取県立西部やまと園	西伯郡西伯町
鳥取県立羽合ひかり園	東伯郡羽合町

に改める。

第四条(見出しを含む。)中「鳥取県立整肢学園」を「鳥取県立皆生小児療育センター」に改める。

第六条中「一万五千九百元」を「一万六千三百六十円」に改める。

第八条の表精神薄弱者更生施設の項中

鳥取県立西部やまと園

を

鳥取県立西部やまと園

鳥取県立羽合ひかり園

に改める。

別表第二中「一、三〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「三、〇〇〇円」に改める。

別表第三中「一七、九二〇円」を「二〇、四九〇円」に、「一一六、九二〇円」を「一一九、四九〇円」に、「一一八、九二〇円」を「一二一、四九〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(職員の特務勤務手当に関する条例の一部改正)

2 職員の特務勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「整肢学園」を「皆生小児療育センター」に、「病とう」を「病棟」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

鳥取県公害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十号

鳥取県公害防止条例の一部を改正する条例

鳥取県公害防止条例(昭和四十六年十月鳥取県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

「第三款 深夜における騒音に関する規制(第五十八条) 目次中 第四節 雑則(第五十九条) を

「第三款 深夜における騒音に関する規制(第五十八条)

第四款 拡声機の騒音に関する規制(第五十八条の二・第五十八条の

第四節 屋外における燃焼行為に関する規制(第五十八条の四・第五十

第五節 雑則(第五十九条)

三) に改める。

八条の五)

第三章第三節に次の一款を加える。

第四款 拡声機の騒音に関する規制

(拡声機を使用する放送の制限)

第五十八条の二 何人も、病院、学校その他特に静穏の保持を必要とする施設の周辺の区域であつて規則で定めるものにおいては、商業宣伝を目

的として、屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用する放送をしてはならない。

2 商業宣伝を目的として航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。以下同じ。）から機外に向けて拡声機を使用する放送をする者は、当該放送の時間、音量等について規則で定める事項を遵守しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、屋外において若しくは屋内から屋外に向けて又は航空機から機外に向けて拡声機を使用する放送をする者は、当該放送の時間及び場所、音量等について規則で定める事項を遵守しなければならない。ただし、災害時における警戒活動等に伴い放送をする場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

（停止等の勧告及び命令）

第五十八条の三 知事は、前条の規定に違反する放送に係る騒音によりその周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該放送をしている者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、当該放送の停止、拡声機の使用の方法の改善その他の措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで当該放送をしているときは、同項の事態を除去するために必要な限度において、当該放送の停止、拡声機の使用の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

第三章中第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節 屋外における燃焼行為に関する規制

（屋外における燃焼行為の制限）

第五十八条の四 何人も、ゴム、合成樹脂その他の燃焼に伴つて著しくばい煙又は悪臭を発生する物であつて規則で定めるものを屋外において燃焼させてはならない。ただし、燃焼炉の使用等適切な処理の方法により燃焼させる場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

（停止等の勧告及び命令）

第五十八条の五 知事は、前条の規定に違反する燃焼行為によりその周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該燃焼行為をしている者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、当該燃焼行為の停止、燃焼方法の改善その他の措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで当該燃焼行為をしているときは、同項の事態を除去するために必要な限度において、当該燃焼行為の停止、燃焼方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

第六十一条中「並びに第五十八条第一項」を「、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項、第二項及び第三項並びに第五十八条の四」に改める。

第六十六条第三号中「又は第五十八条第二項」を「、第五十八条第二項、第五十八条の三第二項又は第五十八条の五第二項」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十三年十月一日から施行する。

鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を



改正する条例をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十一号

鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例

鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例(昭和六十一年十二月鳥取県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表の表漁港区の項の次に次の一項を加える。

保安港区	一 法第二条第五項第二号から第六号まで及び第八号の二から第十号の二までに掲げる港湾施設
	二 危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設
	三 消火施設その他の危険防止施設
	四 給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所
	五 海上保安部、警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所

別表の備考中「漁港区」の下に、「保安港区」を、「漁港区」の下に、「保安港区」を加える。

附 則

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十二号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九条の二並びに第九条の三第一項及び第二項中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第二条の二関係)

名 称	位 置
川下町団地	鳥取市相生町一丁目
相生町団地	鳥取市相生町二丁目
賀露港団地	鳥取市賀露町
北園団地	鳥取市北園二丁目
材木町団地	鳥取市材木町

倉田団地	鳥取市数津
立川町団地	鳥取市立川町二丁目
緑町第一団地	鳥取市立川町六丁目
緑町第二団地	
寿団地	鳥取市西品治
馬場町団地	鳥取市馬場町
東浜団地	鳥取市浜坂
浜坂第一団地	
浜坂第二団地	
ひばりが丘団地	鳥取市東町三丁目
東町団地	
丸山町第一団地	鳥取市丸山町
丸山町第二団地	
興南団地	鳥取市南吉方二丁目
湯所町第一団地	鳥取市湯所町二丁目
湯所町第二団地	
吉成東団地	鳥取市吉成
徳尾団地	鳥取市徳尾
高草団地	鳥取市古海
西品治団地	鳥取市安長
湖南団地	鳥取市吉岡温泉町
湖山町団地	鳥取市湖山町北三丁目
白浜団地	鳥取市湖山町西三丁目
美穂第一団地	鳥取市源太
美穂第二団地	鳥取市下味野
美穂第三団地	
末恒第一団地	鳥取市美萩野一丁目
末恒第二団地	鳥取市美萩野二丁目
面影団地	鳥取市大杓
円通寺団地	鳥取市西円通寺
国安南団地	鳥取市国安
宇倍野第一団地	岩美郡国府町大字町屋

若葉団地	八東第二団地	八東第一団地	中南団地	北山団地	西郷団地	隼団地	丸山団地	船岡団地	宮岡団地	国中団地	土師百井団地	高山団地	網代港団地	田後港団地	字倍野第二団地
八頭郡若桜町大字浅井	八頭郡八東町大字東	八頭郡八東町大字才代	八頭郡八東町大字南	八頭郡八東町大字北山	八頭郡河原町大字中井	八頭郡般岡町大字見槻中	八頭郡船岡町大字船岡	八頭郡那家町大字国中	八頭郡那家町大字国中	八頭郡那家町大字土師百井	八頭郡那家町大字高山	八頭郡那家町大字網代	八頭郡那家町大字田後	八頭郡那家町大字麻生	八頭郡那家町大字麻生

福守団地	小鴨団地	北野団地	三明寺団地	上灘団地	米田団地	八幡団地	越殿団地	旭田町団地	明治町団地	宝木団地	智頭第二団地	智頭第一団地	緑が丘団地	五輪団地	ほきもと団地
倉吉市西福守町	倉吉市小鴨	倉吉市北野	倉吉市巖城	倉吉市上灘町	倉吉市米田町	倉吉市八幡町	倉吉市広瀬町	倉吉市旭田町	倉吉市明治町	気高郡気高町大字下光元	八頭郡智頭町大字山根	八頭郡智頭町大字南方	八頭郡智頭町大字智頭	八頭郡佐治村大字古市	八頭郡佐治村大字葛谷

浦安団地	東伯団地	栄第二団地	栄第一団地	大野団地	鴨川団地	東郷団地	泊港団地	浜団地	高城第二団地	高城第三団地	高城第一団地	和田団地	東和田団地	上井団地	河北団地
東伯郡東伯町大字下伊勢	東伯郡東伯町大字逢東	東伯郡大栄町大字島	東伯郡大栄町大字亀谷	東伯郡北条町大字園坂	東伯郡関金町大字安歩	東伯郡東郷町大字中興寺	東伯郡泊村大字泊	東伯郡羽合町大字長瀬	倉吉市下米積	倉吉市上米積	倉吉市馬場町	倉吉市和田東町	倉吉市小田	倉吉市福庭	
富益団地	上粟島団地	永江団地	福原団地	皆生団地	上福原団地	河崎団地	三柳団地	内浜団地	住吉団地	陰田団地	日ノ出町団地	富士見町団地	みどり団地	成美団地	赤碕港団地
米子市大崎	米子市彦名町	米子市永江	米子市西福原	米子市皆生	米子市上福原	米子市河崎	米子市西三柳	米子市旗ヶ崎	米子市陰田町	米子市日ノ出町	米子市富士見町	東伯郡赤碕町大字光	東伯郡赤碕町大字出上	東伯郡赤碕町大字赤碕	

別表第二(第二十六条関係)

花町団地	境港市花町
渡団地	境港市渡町
外江団地	境港市外江町
清水団地	境港市清水町
境港団地	境港市上道町
高松団地	境港市美保町
誠道団地	境港市誠道町
余子団地	
法勝寺団地	西伯郡西伯町大字法勝寺
手間団地	西伯郡会見町天万
庄内団地	西伯郡名和町大字高田
浜の上第一団地	
浜の上第二団地	西伯郡中山町御崎
伯南団地	日野郡日南町三栄
小江尾団地	日野郡江府町大字江尾

名	称	委 託 先
賀露港団地 倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南 団地 美穂第一団地 美穂第二団地 美穂第三団地 円通寺団地 国安南団地		鳥 取 市
宇倍野第一団地 宇倍野第二団地		国 府 町
田後港団地 網代港団地 高山団地		岩 美 町
土師百井団地 国中団地 宮岡団地		郡 家 町
船岡団地 丸山団地 隼団地		船 岡 町
西郷団地		河 原 町
北山団地 中南団地 八東第一団地 八東第二団地		八 東 町
若葉団地		若 桜 町
ほきもと団地 五輪団地		佐 治 村
緑が丘団地 智頭第一団地 智頭第二団地		智 頭 町
宝木団地		気 高 町
三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田団地 高城 第一団地 高城第二団地 高城第三団地		倉 吉 市
浜団地		羽 合 町
泊港団地		泊 村

東郷団地	東郷町
鴨川団地	関金町
大野団地	北条町
栄第一団地 栄第二団地	大栄町
東伯団町 浦安団地	東伯町
赤碓港団地 成美団地 みどり団地	赤碓町
陰田団地	米子市
法勝寺団地	西伯町
手間団地	会見町
庄内団地	名和町
浜の上第一団地 浜の上第二団地	中山町
伯南団地	日南町
小江尾団地	江府町
白浜団地	社会福祉法人鳥取県厚生事業団

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則

鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十三号

鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第一条 鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(入学料の徴収)

第十一条 看護婦等養成施設への入学を許可された者に対しては、入学料を徴収する。

2 前項の入学料の額は、三千六百円とする。

別表第二中「千三百円」を「千五百円」に、「三千三百円」を「三千五百円」に、「千五百円」を「二千円」に、「二千五百円」を「三千円」に、「三千円」を「三千五百円」に改める。

(鳥取県立歯科衛生専門学校)の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例(昭和三十一年三月鳥取県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(入学期の徴収)

第六条 学校への入学を許可された者に対しては、入学期料を徴収する。

2 前項の入学期料の額は、三千六百円とする。

(鳥取県漁港管理条例の一部改正)

第三条 鳥取県漁港管理条例(昭和三十四年四月鳥取県条例第十六号)の

一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区 分	占 用 位 置		金 額
	単 位	料 額	
建築物	占用面積一平方メートルにつき一年	五五〇円	五五〇円
		八七〇円	八七〇円
		三三〇円	三三〇円
電柱	一本につき一年	六四〇円	六四〇円
街灯(電柱であるものを除く。)		一三〇円	一三〇円
送電塔	占用面積一平方メートルにつき一年	六四〇円	六四〇円
		三三〇円	三三〇円
		一三〇円	一三〇円
水管、下水道管、ガスパ管その他の管類	長さ一メートルにつき一年	六四〇円	六四〇円
		三三〇円	三三〇円
		一三〇円	一三〇円
看板又は広告板	表示面積一平方メートルにつき一年	四、二五〇円	四、二五〇円
		五五〇円	五五〇円
その他の工作物	占用面積一平方メートルにつき一年	四、二五〇円	四、二五〇円

工作物の設置を伴わないもの

工作物の設置を伴うもの

(鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正)  
 第四条 鳥取県道路占用料徴収条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区 分	電柱	電話柱(電柱であるものを除く。)	街灯(電柱又は電話柱であるものを除く。)	その他の柱類	変圧塔その他これに類するもの又は公衆電話所	郵便差出箱	広告塔	送電塔	その他のもの	法第三十五条に規定する事業のために設けるもの、 外径が〇・二メートル未満のもの	単位	占 用 料	
												市の区域	町村の区域
											一本につき一年	八七〇円	六八〇円
											一個につき一年	三三〇円	二二〇円
											表示面積一平方メートルにつき一年	二、一五〇円	一、〇七五円
											表示面積一平方メートルにつき一年	九九〇円	六二〇円
											表示面積一平方メートルにつき一年	四、二五〇円	二、一二五円
											長さ一メートルにつき一年	四〇〇円	二五〇円
											長さ一メートルにつき一年	六四〇円	五〇〇円
											占用面積一平方メートルにつき一年	六四〇円	五〇〇円
											占用面積一平方メートルにつき一年	九九〇円	六二〇円
											占用面積一平方メートルにつき一年	六四〇円	五〇〇円
											外径が〇・二メートル未満のもの	六四〇円	五〇〇円



法第三十二条第一項第二号に掲げる物件	法第三十六条に規定するもの又は道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「政令」という。)第九条に規定する石油管	その他のもの	外径が〇・二メートル以上 〇・四メートル未満のもの	外径が〇・二メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	一三〇円	一〇〇円
			外径が〇・四メートル以上 一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの		三二〇円	二五〇円
法第三十二条第一項第三号に掲げる施設	地下街又は地下室	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの	占有面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一を乗じて得た額	六二〇円
						Aに〇・〇一六を乗じて得た額	五〇〇円
法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	上空又は地下に設ける通路	その他のもの	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占有面積一平方メートルにつき一月	四二五円	二二〇円	二二〇円
						九九〇円	六二〇円
法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	その他のもの	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占有面積一平方メートルにつき一月	四二五円	二二〇円	二二〇円	
					九九〇円	六二〇円	



(鳥取県港湾施設管理条例の一部改正)

第五条 鳥取県港湾施設管理条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表の表港湾施設用地の項を次のように改める。

港湾施設用地	工作物を設置する場合	建物	電柱	街灯(電柱であるものを除く。)	送電塔	水管、下水道 管、ガス管そ 他の管類	外径が〇・四メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	六四〇円	一三〇円
						看板又は広告板	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの		六四〇円	
工作物を設置しない場合	その他の工作物	使用面積一平方メートルにつき一年	七二〇円	使用面積一平方メートルにつき一年	七二〇円	表示面積一平方メートルにつき一年	四、二五〇円	使用面積一平方メートルにつき一年	七二〇円	六〇円

附 則

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、昭和六十三年五月一日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十四号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「一、一一五人」を「一、一二〇人」に、「五〇三人」を「五〇四人」に、「四八五人」を「四八九人」に改め、同項第二号中「二三四人」を「二三三人」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】